この命令に係る措置をとったことにより損失を受け、又は他人に損失を与えた場合、内閣総理大臣は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償します。その損失の補償については、内閣総理大臣と損失を受けた者が協議しなければなりません。当該協議が成立しない場合においては、別記様式第二の裁決申請書を収用委員会に提出し、裁決を申請することができます。

また、この命令に係る措置によって土地等の利用に著しい支障を来すことにより、当該土地等に関する権利の買入れを希望する場合には、その旨を申し出ることができます。

別記様式第二（第三条関係）

裁　決　申　請　書

裁決申請者　住所
　　氏名

相　手　方　住所
　　氏名

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律第10条第２項の規定による協議が成立しないので、下記により、裁決を申請します。

記

１　損失の事実
２　損失の補償の見積り及びその内訳
３　協議の経過

年　　月　　日

裁決申請者　住所
　　氏名

殿

備　考

１　「損失の事実」については、発生の場所及び時期並びに勧告又は命令のあった日を併せて記載すること。

２　「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。

３　「協議の経過」については、経過の説明のほかに、協議が成立しない事情を明らかにすること。

４　裁決申請者又は相手方が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。